

BB.excite モバイルサービス契約約款

目次

第 1 章	総則	3
第 1 条	(本約款の適用)	3
第 2 条	(本約款の変更)	4
第 3 条	(用語の定義)	4
第 4 条	(本サービス)	7
第 5 条	(サービス提供エリア)	7
第 6 条	(通信速度)	7
第 2 章	本サービス契約	7
第 7 条	(契約者)	7
第 8 条	(契約の数及び単位)	7
第 9 条	(権利の譲渡制限)	8
第 10 条	(ID 及びパスワード)	8
第 11 条	(最低利用期間)	8
第 3 章	本サービスの利用	9
第 12 条	(設備等)	9
第 13 条	(自己責任の原則)	9
第 14 条	(SIM カードの貸与と管理)	9
第 14 条の 2	(eSIM の提供条件)	11
第 14 条の 3	(eSIM プロファイル)	12
第 15 条	(不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為)	13
第 15 条の 2	(カスタマーハラスメント)	15
第 4 章	申込及び承諾等	16
第 16 条	(申込)	16
第 17 条	(申込の承諾等)	17
第 18 条	(通知・連絡)	19
第 19 条	(契約者の義務又はサービス利用の要件等)	19
第 20 条	(初期契約解除)	21
第 5 章	契約事項の変更等	22
第 21 条	(サービス内容の変更)	22
第 22 条	(契約者の名称の変更等)	23
第 23 条	(契約上の地位の相続)	24
第 6 章	利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	24

第 24 条	(利用の制限)	24
第 25 条	(利用の中断)	25
第 26 条	(利用の停止)	25
第 27 条	(サービスの変更、追加又は廃止)	28
第 7 章	契約の解約	28
第 28 条	(当社の解約)	28
第 29 条	(契約者の解約)	30
第 30 条	(物理 SIM カードの返却及び eSIM プロファイルの削除)	30
第 8 章	料金等	31
第 31 条	(契約者の支払義務)	31
第 32 条	(料金等の請求方法)	32
第 33 条	(料金等の支払方法)	32
第 34 条	(利用不能の場合における料金の調定)	32
第 35 条	(割増金)	33
第 36 条	(損害金)	33
第 37 条	(遅延損害金)	34
第 38 条	(割増金等の支払方法)	34
第 39 条	(消費税等)	34
第 40 条	(債権の譲渡)	34
第 9 章	雑則	35
第 41 条	(第三者の責による利用不能)	35
第 42 条	(保証及び責任の限定)	35
第 43 条	(損害賠償額の上限)	36
第 44 条	(サイバー攻撃への対処)	36
第 45 条	(個人情報及び秘密情報の保護)	37
第 46 条	(通信の秘密)	37
第 47 条	(分離可能性)	37
第 48 条	(準拠法)	38
第 49 条	(専属的合意管轄裁判所)	38
別紙	(料金表)	40

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

1. エキサイト株式会社（以下「当社」といいます。）は、BB.excite モバイルサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより BB.excite モバイルサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社が別途定める以下の各号の利用規約等は、本約款の一部を構成するものとします。なお、以下の各号の利用規約等と本約款の規定が抵触する場合には、本約款を優先して適用するものとします。
 - (1) エキサイト・サービス利用規約 (<https://info.excite.co.jp/agreement/>)
 - (2) プライバシーポリシー (<https://info.excite.co.jp/privacy-policy/>)
 - (3) 名称の如何を問わずに本サービスに関連して当社が書面又はウェブサイト等で別途定める重要事項説明書、ガイドライン、ルール、注意事項、お知らせ及び当社からの通知事項
3. 本約款は、契約者（第3条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）が、当社が提供する本サービスを利用する場合についての、一切の關係に適用されます。
4. ユーザー（第3条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）は、本約款の内容を承諾の上、本サービスの利用に関する申込を行うものとします。
5. 当社は、2020年6月1日以降に、でんわパックプラン（第3条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）以外の料金プランによる音声通話機能付き SIM（第3条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）の利用に関する申込を行ったユーザー又は契約者に対し、サービス開始時において、当社が別途定める「エキモバでんわサービス契約約款」(<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/exmbdenwa.pdf>)（以下「エキモバでんわ約款」といいます。）に基づき提供されるエキモバでんわサービス（以下「エキモバでんわサービス」といいます。）を一体として提供するものとします。ユーザー又は契約者は、本約款の他、エキモバでんわ約款の内容を承諾の上、音声通話機能付き SIM の利用に関する申込を行うものとします。なお、契約者が、2020年5月31日以前に別紙（料金表）2-3. (1)に定める最適料金プラン（以下「最適料金プラン」といいます。）又は別紙（料金表）2-3. (2)に定める定額プラン（以下「定額プラン」といいます。）による音声通話機能付き SIM の利用に関する申込を行った場合、エキモバでんわサービスは一体として提供されず、当該契約者は、エキモバでんわサービスの利用を希望する場合、別途、エキモバでんわ約款の定めに従い、エキモバでんわサービスの申込を行うものとします。
6. でんわパックプランは、データ通信サービス（SMS 機能及び音声通話機能を含みます。）に付随してエキモバでんわサービスを一体として提供するサービスプランです。ユーザーは、本約款の他、エキモバでんわ約款の内容を承諾の上、でんわパックプランの利用

に関する申込を行うものとします。

7. 音声通話機能付き SIM（でんわパックプランにより貸与される音声通話機能付き SIM を含みます。）の契約者がエキモバでんわサービスを利用する場合、本約款の他、エキモバでんわ約款が適用されるものとします。ただし、でんわパックプランの場合、エキモバでんわサービスの料金に関し、エキモバでんわ約款の別紙（料金表）は適用されず、本約款の別紙（料金表）5. が適用されるものとします。
8. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、本約款を十分に理解した上で誠実に遵守するものとします。

第2条 （本約款の変更）

当社は、法令等の変更、社会経済情勢の変動、その他当社が必要と認める場合には、本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は契約者に通知します。ただし、法令上契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。

第3条 （用語の定義）

本約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
BB. excite 契約サービス	「サービス利用約款」(https://bb.excite.co.jp/guide/guidance/) 等に基づき提供される、通信及び通信に付随又は関連するサービス群の総称を意味します。
本サービス契約	本サービスの利用に関する契約を意味します。
ユーザー	本サービスを利用しようとする個人を意味します。
契約者	本約款の定めにより、本サービスへの申込を行い、当社と本サービスの利用に係る契約を締結した者を意味します。
利用者	契約者と、当社が定める三親等以内の関係にある者のうち、契約者より当社に対して、本サービスを利用させる旨の申込がなされ、本サービスを利用する者を意味します。
BB. excite メンバーID	当社が BB. excite 契約サービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、全ての種類の BB. excite 契約サービスに共通のものを意味します。
BB. excite メンバーパスワード	当社が BB. excite 契約サービスの利用に関し契約者に対して付与するパスワードであって、全ての種類の

	BB. excite 契約サービスに共通のものを意味します。
サービス開始日	本サービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者にサービス開始日及び課金開始日として通知する日を意味します。ただし、eSIM の場合の課金開始日等に関する事項については、第 14 条の 3（eSIM プロファイル）の定めに従うものとします。
最低利用期間	当社が指定する本サービスの最低利用期間を意味します。
オンラインサインアップ	オンラインの端末を使用して行う本サービスの利用の申込を意味します。
ドコモ	株式会社 NTT ドコモを意味します。
KDDI	KDDI 株式会社を意味します。
SIM カード	本サービスの利用に必要な加入者識別モジュールをいい、物理 SIM カード及び eSIM の双方を含みます。
物理 SIM カード	当社から契約者へ有償で貸与される IC カード型の SIM カードを意味します。
eSIM	端末に内蔵された書き換え可能な組込型 SIM (Embedded SIM) であって、当社がリモートで eSIM プロファイルを書き込むことにより本サービスを利用可能にするものを意味します。
eSIM プロファイル	当社が eSIM 対応端末に対して、SM-DP+サーバーを経由してリモートで配信する APN・電話番号その他の回線識別情報を含むデータを意味します。
EID (eSIM ID)	eSIM 対応端末に付与された固有の識別番号 (Embedded SIM Identifier) であって、ドコモ回線タイプの eSIM を申込む際に必要となるものを意味します。
プロファイルダウンロード	SM-DP+サーバーを経由して eSIM プロファイルを契約者の eSIM 対応端末に書き込む手続きを意味します。
eSIM 対応端末	eSIM の利用に対応した端末であって、当社が別途ウェブサイトに掲示する要件 (SIM ロック解除済みであること等) を満たすものを意味します。
データ通信専用 SIM	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを意味します (ドコモ回線タイプのみ提供。)
SMS 機能付き SIM	インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内での送受信及び日本国外 (別途ドコモ又は KDDI が

	定める地域に限ります) への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを意味します (ドコモ回線タイプ・au 回線タイプで提供。ただし、au 回線タイプは、別紙 (料金表) 2-3. (4) に定める Fit プラン (以下「Fit プラン」といいます。) 及び別紙 (料金表) 2-3. (5) に定める Flat プラン (以下「Flat プラン」といいます。) のみで提供。)
音声通話機能付き SIM	インターネットプロトコルによる相互通信、日本国内及び日本国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを意味します (ドコモ回線タイプ・au 回線タイプで提供。ただし、au 回線タイプは、でんわパックプラン、Fit プラン及び Flat プランのみで提供。)。2020 年 6 月 1 日以降にでんわパックプラン以外の料金プランによる利用に関する申込がなされた場合、サービス開始時において、エキモバでんわサービスと一体として提供されるものとします。
ドコモ回線タイプ	ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及びドコモにより仕様が定められた SIM カードを利用して当社が提供する回線タイプを意味します。
au 回線タイプ	KDDI が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及び KDDI により仕様が定められた SIM カードを利用して当社が提供する回線タイプを意味します (でんわパックプラン、Fit プラン及び Flat プランでのみ提供。)
でんわパックプラン	当社から契約者へ音声通話機能付き SIM を貸与することにより、データ通信サービス (SMS 機能及び音声通話機能を含みます。) に付随して、エキモバでんわサービスを一体として提供する料金プランを意味します。なお、2021 年 4 月 1 日以降、新規に利用の申込を行うことはできません。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを意味します。
IIJ	株式会社インターネットイニシアティブを意味します。
eKYC	IC チップ情報の読取、容貌撮影その他電磁的方法によ

	りオンライン上で本人確認を行う仕組みを意味します。
--	---------------------------

第4条 （本サービス）

1. 本サービスは、IIJ がドコモ又は KDDI の提供する移動無線通信に係る通信網を利用して提供するデータ通信サービスを、当社が IIJ から提供を受けたうえで契約者に提供するサービスです。
2. 本サービスの初期費用、各プラン、オプションサービス等は、別紙（料金表）に定めるとおりとします。

第5条 （サービス提供エリア）

1. 本サービスのサービス提供エリア（以下「サービス提供エリア」といいます。）は、以下に定めるとおりとします。

ドコモ回線タイプ	日本国内においてドコモが提供する LTE のサービスエリアのほか 3G のサービスエリア
au 回線タイプ	日本国内において KDDI が提供する LTE のサービスエリア

2. サービス提供エリア内であっても電波状況等によりご利用できない場合があります。また、ドコモ又は KDDI における設備の変更や新設・撤去等により、サービス提供エリアが変更になる場合があります。
3. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信を行うことができないことによるいかなる損害賠償も請求することができません。

第6条 （通信速度）

当社が本サービスにおいて定める通信速度は、理論上の最高時のものであり、接続状況、ユーザーが保有する通信機器、ソフトウェア等の環境、その他の理由により変化するものであることを、ユーザーは予め承諾するものとします。なお、当社は、本サービスにおける通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について、いかなる保証も行わないものとします。

第2章 本サービス契約

第7条 （契約者）

契約者は、18 歳以上の個人に限るものとします。

第8条 （契約の数及び単位）

1. 契約者は、1 人につき 1 つの本サービス契約を締結するものとし、複数の本サービス契約を締結することはできないものとします。

2. 当社は、契約者ごとに本サービス契約を締結するものとします。ただし、契約者は、第16条（申込）第7項の定めに従い、当社に対して利用者の生年月日を届け出ることにより、利用者に本サービスを利用させることができるものとします。なお、この場合、契約者は、利用者に対して、本約款の各条項を遵守させるものとし、利用者の行為につき一切の責任を負うものとします。

第9条 （権利の譲渡制限）

1. 契約者は、前条に定める場合を除き、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を含む本サービス契約上の契約者の権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡又は貸与することができません。
2. 契約者は本サービスを再販売する等、業として第三者に本サービスを利用させることはできません。

第10条 （ID 及びパスワード）

1. 契約者は、BB.excite メンバーID 及び BB.excite メンバーパスワード（以下、「ID 等」といいます。）の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者が本サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させてはならないものとします。
4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者及び利用者による ID 等の使用上の過誤又は第三者による ID 等の不正使用等について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切その責を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法（平成12年法律第61号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。また、当社は、契約者の ID 等を用いてなされた本サービスの利用は当該契約者によるものとみなし、当該契約者は第31条（契約者の支払義務）に定める本サービスの料金（以下「本サービスの料金」といいます。）を負担するほか、第15条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）に従って利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。
5. 契約者は、BB.excite メンバーID を変更することはできません。

第11条 （最低利用期間）

本サービスの最低利用期間はありません。ただし、キャンペーン等により別途定められた規

定がある場合には、これに従うものとします。

第3章 本サービスの利用

第12条 （設備等）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての端末機器等を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態におくものとします。なお、eSIMにより本サービスを利用する場合、SIMロック解除済みのeSIM対応端末を準備するものとします。当社は動作確認済み端末一覧をウェブサイトに掲示しますが、掲示は動作保証を意味せず、端末のOS・ファームウェアの変更による動作不能についても、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。また、契約者が通信端末において本サービスと他社の通信サービスを併用（デュアルSIM機能の利用等）することに起因して本サービスが正常に動作しない場合があっても、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
2. 契約者は、端末機器等を電気通信事業法及び電波法その他関係法令が定める技術仕様に適合するように維持するものとします。

第13条 （自己責任の原則）

1. 契約者は、自ら及び利用者が本サービスの利用に関してなした一切の行為及びその結果について、責任を負います。第27条（サービスの変更、追加又は廃止）に記載する当社の権限は、当社に特定の措置を講ずべき義務を課すものではありません。
2. 契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者から問合せ等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 契約者及び利用者は、本約款に違反し、又は本サービスの利用に伴う故意若しくは過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。

第14条 （SIMカードの貸与と管理）

1. 本サービスの利用に必要なSIMカードは、当社が契約者に有償にて貸与するものとします。なお、貸与にかかる手数料は別紙（料金表）に定めるものとします。ただし、eSIMの場合は、当社は契約者に対し、eSIMプロファイルを電磁的方法により配信することを

- もって本サービスの利用に必要な状態とします。eSIMの発行、利用開始、有効期間、再発行及び削除等に関する事項は、第14条の3（eSIMプロファイル）に定めます。
2. 当社は、物理SIMカードの申込を行った契約者に対し、届け出た住所に物理SIMカードを送付します。eSIMの場合、物理的な送付は行わず、eSIMプロファイルのダウンロードに必要な情報を当社所定の電磁的方法（電子メール等）により通知します。
 3. 契約者は、最適料金プラン又は定額プランの申込時又は物理SIMカードの追加、再発行、若しくは変更（機能又はサイズ）の手続き時に、物理SIMカードのサイズを指定するものとします。なお、最適料金プラン及び定額プランは、2023年3月14日以降、新規に利用の申込を行うことはできません。
 4. 契約者は、でんわパックプラン、Fitプラン又はFlatプランの申込時に、回線タイプを指定するものとします（Fitプラン又はFlatプランにおいては、SIMカード1枚ごとに異なる回線タイプを指定することができるものとします。）。なお、最適料金プラン、定額プラン又はでんわパックプランからFitプラン又はFlatプランへのプラン変更による申込の場合は、変更前のプランの回線タイプが引き継がれるものとします。
 5. でんわパックプラン、Fitプラン又はFlatプランの契約者は、物理SIMカードを受領後、自己の利用に応じたサイズに台紙から取り外して利用するものとします。
 6. 契約者は、SIMカードを善良な管理者の注意をもって使用・管理するものとします。
 7. 契約者は、物理SIMカードが盗難された場合、紛失した場合、破損した場合、契約者による物理SIMカードのサイズの指定若しくは取り外しの過誤があった場合、その他、物理SIMカードの通常の利用ができない状態にある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者及び利用者による物理SIMカードの使用上の過誤又は第三者による物理SIMカードの不正使用等について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切その責を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
 8. 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与又は配信を受けている契約者が利用したものとみなし、当該契約者は本サービスの料金を負担するほか、第15条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）に従って利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
 9. 契約者は、物理SIMカードの盗難、紛失、破損、取り外しの過誤、故障等の場合、当社

が定める方法により再発行の請求を行うことができるものとします。その場合、契約者は、物理 SIM カード 1 枚ごとに、別紙（料金表） 2-2. で定める SIM 再発行手数料及び SIM カード発行手数料を支払うものとします。

10. 契約者による物理 SIM カードのサイズの指定の過誤があった場合、契約者は、当社が定める方法により物理 SIM カードのサイズの変更の請求を行うことができるものとします。この場合、契約者は、物理 SIM カード 1 枚ごとに、別紙（料金表） 2-2. で定める SIM 変更手数料及び SIM カード発行手数料を支払うものとします。
11. 契約者は、当社が別途定める BB.excite モバイル 端末販売約款（以下、「端末販売約款」といいます。）に定める機種変更（端末追加購入）の手続きに際し、新たに購入する通信端末が、当該手続きの対象となる物理 SIM カードのサイズと合致しない場合、当社が定める方法により物理 SIM カードのサイズの変更又は再発行の請求を行うことができるものとします。この場合、契約者は、物理 SIM カード 1 枚ごとに、別紙（料金表） 2-2. で定める SIM 変更手数料又は SIM 再発行手数料及び SIM カード発行手数料を支払うものとします。
12. 当社は、物理 SIM カードの盗難、紛失、破損、サイズの指定又は取り外しの過誤、故障等に起因して生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 43 条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
13. 契約者は物理 SIM カードの分解、損壊、その他通常の用途以外の使用をしないものとします。
14. 当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、契約者は物理 SIM カードの貸与、譲渡その他の処分をしないものとします。
15. 契約者は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないものとします。
16. 物理 SIM カードの配送、交換、返却時の回収等の業務は、当社からの依頼に基づき、IIJ にて行うことを契約者は予め承諾します。

第 14 条の 2 （eSIM の提供条件）

1. 当社は、本条の定めに従い、eSIM による本サービスを提供します。
2. eSIM による本サービスの利用は、別紙（料金表） 2-3. (4)に定める Fit プラン及び別紙（料金表） 2-3. (5)に定める Flat プランのうち、音声通話機能付き SIM として申込んだ場合に限り選択できます。
3. 物理 SIM カードと eSIM の合計枚数の上限は、第 21 条（サービス内容の変更）第 1 項に定めるところによるものとします。

4. eSIM で利用可能な回線タイプはドコモ回線タイプ及び au 回線タイプとします。契約者は、ドコモ回線タイプにより eSIM の提供を受ける場合、当社所定の方法により EID を届け出るものとします。契約者が誤った EID を届け出たことに起因して、当該 eSIM に係る本サービスの開通が遅延又は不成立となった場合であっても、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 43 条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
5. eSIM の月額料金は、物理 SIM カードによる同一プラン・同一機能 SIM の月額料金と同額とします。

第 14 条の 3 （eSIM プロファイル）

1. 当社は、eSIM の申込を承諾したときは、契約者に対し、eSIM プロファイルを配信します。
2. eSIM の提供に際し、別紙（料金表）2-1. に定める eSIM プロファイル発行手数料が発生します。
3. eSIM を利用する契約者は、当社から eSIM プロファイルの発行に必要な情報の通知を受けた後、速やかに当社所定の情報登録手続き（EID の届出等）を完了させるものとします。
4. eSIM のサービス開始日は前項の情報登録手続きの完了にかかわらず当社が申込を承諾した後、契約者に通知する日とし、同日の属する暦月より月額料金が発生します。ただし、契約者の EID 入力不備や MNP 情報不一致等によるシステムエラーにより eSIM の開通（アクティベート）が不成立となった場合、当社は当該 eSIM に係る初期費用（新規契約手数料及び eSIM プロファイル発行手数料）並びに月額料金を請求しない（既に受領している場合は返金する）ものとします。なお、eSIM の開通（アクティベート）完了後に契約者が eSIM プロファイルのダウンロードを行わず本サービスを利用できなかった場合であっても、契約者はこれらの支払義務を免れないものとします。
5. 契約者は、eSIM プロファイル 1 つにつき、eSIM 対応端末 1 台のみにインストールできます。他の端末への転送・複製は禁止します。eSIM プロファイルのダウンロードは 1 回限りとします。契約者が誤って利用予定と異なる通信端末にダウンロードした場合であっても、別の端末へ eSIM プロファイルを移行することはできず、第 7 項に定める SIM 変更手続きが必要となります。当社は、サービス廃止・解約・利用停止その他当社が必要と認める場合、eSIM プロファイルを遠隔から無効化できます。
6. 契約者は、eSIM プロファイルの再発行が必要な場合（同一の通信端末から誤って削除した場合等）は、当社所定の本人確認手続きを経た上で再発行を申請するものとします。

この場合、別紙（料金表）2-2. に定める eSIM プロファイル発行手数料が発生します。

7. 契約者は、eSIM を利用する通信端末を変更する場合（機種変更等の場合）は、当社所定の本人確認手続きを経た上で SIM 変更手続きを申請するものとします。この場合、別紙（料金表）2-2. に定める SIM 変更手数料及び eSIM プロファイル発行手数料が発生します。
8. eSIM を搭載した端末が盗難された場合、紛失した場合、その他 eSIM の通常の利用ができない状態にある場合には、契約者は直ちに当社にその旨を連絡し、当社の指示に従い eSIM プロファイルの利用停止措置その他の必要な措置を講じるものとします。なお、契約者及び利用者による eSIM の使用上の過誤又は第三者による eSIM の不正使用等について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切その責を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 43 条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。

第15条 （不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）

1. 契約者は、本サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は利用者及び第三者に行わせてはならないものとします。
 - (1) 本サービスの利用を通じて入手したテキストデータ、音声、画像、映像、ソフトウェア、その他の物品やデータ等（以下、併せて「データ等」といいます。）を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で使用する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はこれらの名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (5) 詐欺等の犯罪行為、犯罪行為をそそのかす、若しくは容易にする行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待を内容とした画像、文書等を送信又は表示する行為、その他風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業該当する行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類似するものを開設し、又はこれらを勧誘する行為
 - (8) 本サービスの利用によりアクセス可能となる当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為

- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (11) 第三者が行った通信環境の設定（通信機器の無線ネットワークの設定等）を変更するようなプログラム若しくはソフトウェアを配置し、又は送信する行為（例：通信端末のAPN設定を変更するプログラム等を設置する行為）
 - (12) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メール若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのある電子メールを送信する行為、第三者が拒絶しているのかかわらず、正当な理由なく繰り返し電子メールを送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為、又は連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
 - (13) 当社又は第三者の通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェアに無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為（例：ポートスキャン、不正アクセス等）
 - (14) 当社の設備に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを利用する行為
 - (15) 一般的な利用と比較して著しく異なる利用によりサービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為
 - (16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を取得する行為
 - (17) 詐欺的手段若しくは第三者へのなりすましにより、eSIM プロファイルの再発行又はSIM 変更に係る手続を行う行為（SIM スワップ詐欺を含みます。）
 - (18) 当社の正規手続き以外の方法により eSIM プロファイルを取得し、又は第三者に取得させる行為
 - (19) eSIM プロファイルを不正に複数の端末にインストールし、又は利用しようとする行為
 - (20) 当社を装ったフィッシングサイト、電子メール等を通じて EID、eSIM プロファイルダウンロード用 QR コードその他の開通情報を詐取し、又は詐取しようとする行為
 - (21) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (22) 前各号の他、法令、本約款若しくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐行為等）する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、若しくは当社の財産権を侵害する行為、その他第三者若しくは当社に不利益を与える行為
 - (23) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）に関連するデータ等へリンクを貼る行為
2. 契約者は、前項に定める行為の他、本サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。
- (1) 本サービスを、当社が別途認める範囲を超えて営利を目的として利用する行為（例：本サービスを再販売、再卸、転貸し、又は自ら提供する商品やサービスの一部として利用し、第三者に販売又は提供する行為）。ただし、個人事業主である契約者が自己の業務

遂行のために本サービスを利用する場合は、この限りではありません。

- (2) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (3) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等も含みます。）において、その管理者の意向に反する内容の、又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為

第 15 条の 2（カスタマーハラスメント）

1. 本サービスの利用にあたり、契約者又は利用者が、当社（当社の委託先を含み、以下本条において同じとします。）に対する問い合わせ等において、当社への要求内容が著しく妥当性を欠く場合、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な場合その他刑法、軽犯罪法等の法令に抵触し又は抵触する虞がある場合（以下「カスタマーハラスメント」と総称します。）、当社は本サービスの履行その他契約者又は利用者からの要求を断ることができるものとします。カスタマーハラスメントには、契約者又は利用者が以下のいずれかの事由に該当する行為を為した場合を含み、それらに限られません。
 - (1) 契約に定める範囲を越えた要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
 - (2) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
 - (3) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
 - (4) 威迫・脅迫・威嚇行為
 - (5) SNS やインターネット上での誹謗中傷
 - (6) 侮辱、人格を否定する発言、プライバシー侵害行為
 - (7) 傷害、暴行、脅迫、恐喝又はその未遂
 - (8) 強要、侮辱、信用棄損、業務妨害、威力業務妨害
 - (9) 不法侵入、不退去行為
 - (10) 前各号に類する行為
2. 契約者及び利用者は、カスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。なお、カスタマーハラスメントにより当社、当社関係者が損害を被った場合、当該行為者は、当社に生じた損害（慰謝料を含みます。）を賠償するものとします。この場合において、利用者が当該行為を行った場合、第 8 条（契約の数及び単位）第 2 項及び第 13 条（自己責任の原則）第 3 項の規定に基づき、契約者がその賠償の責任を負うものとします。
3. 第 1 項の定めに該当する場合、当社は自己の債務不履行に関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 43 条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。

4. 第 1 項の定めに該当する場合、当社は、当該契約者との本サービス契約を何ら負担なく解除することができるものとします。
5. 第 1 項の定めに該当する場合、当社は、当社の判断において、警察、弁護士等への通報、連絡を行い適切な対処をするものとします。

第4章 申込及び承諾等

第16条 (申込)

1. 本サービス利用の申込（以下、「申込」といいます。）は、当社が準備・運営するウェブサイトでのオンラインサインアップを利用した方法（以下、「オンラインサインアップによる申込」といいます。）で行うものとします。なお、申込には、新規の本サービス契約の申込のほか、SIM カード（物理 SIM カード及び eSIM を含みます。）の追加の申込、物理 SIM カードの機能の変更の申込、物理 SIM カードのサイズ変更の申込、物理 SIM カードの再発行の申込、eSIM プロファイルの再発行の申込、eSIM を利用する通信端末の変更に伴う SIM 変更の申込、並びに物理 SIM カードと eSIM との間の種別変更（物理 SIM カードから eSIM への変更又は eSIM から物理 SIM カードへの変更をいい、以下、「SIM 種別変更」といいます。）の申込を含むものとします。
2. 当社は、オンラインサインアップによる申込を行う者（以下、「申込者」といいます。）からの申込に関する通知を受領した時点で申込があったものとみなします。
3. 当社は、申込者が本サービスの音声通話機能付き SIM の申込を行う場合、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）の規定に基づき、当社所定の方法により申込者の本人確認を行います。当該本人確認は、当社が指定する eKYC サービスを利用し、当社が指定する公的本人確認書類（マイナンバーカード等）の IC チップ情報の読取及び申込者の容貌撮影を行う方法により実施し、必要に応じて当社が別途定める追加確認を行うことがあります。
4. 前項の規定にかかわらず、申込者が本サービスの SMS 機能付き SIM 又はデータ通信専用 SIM の申込を行う場合、当社は、不正利用防止、契約者管理の適正化その他当社が必要と認める目的のため、当社所定の方法により本人確認を行います。当該本人確認は、前項に定める方法により、当社が指定する eKYC サービスを利用して実施するものとします。
5. 申込者が当社の販売する通信端末の購入の申込をする場合、当社は前二項に定める方法により、本人確認を行うものとします。
6. 前三項に定める本人確認が完了しない間は、当社は、本サービス又は当社が販売する通

信端末の購入の申込の承諾を留保又は拒絶することができるものとします。

7. 申込者は、本サービスを利用者に利用させることを希望する場合、申込の際に、利用者の生年月日を入力しなければならないものとします。
8. 本サービス契約の申込者の居住地は、日本国内に限るものとします。

第17条 （申込の承諾等）

1. 当社は、申込があったときは、審査の上これを承諾するものとします。ただし、以下に定める事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき（第14条の2（eSIMの提供条件）に定めるeSIMの提供条件を満たさない場合を含みます。）。
 - (2) 申込に係る本サービスの提供又は当該本サービスに係る装置の保守が著しく困難なとき。
 - (3) 申込者が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき。
 - (4) 申込者が第26条（利用の停止）第1項各号又は第28条（当社の解約）第1項各号の事由に該当するとき。
 - (5) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約、若しくは本サービスの利用を停止されたことがあるとき。
 - (6) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
 - (7) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
 - (8) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
 - (9) 申込者が指定したクレジットカードが申込者本人名義のものであっても、盗難・不正取得その他の事由により当社が申込者本人による正当な利用でないと判断したとき。
 - (10) 前条第3項乃至第5項に定める本人確認が完了しないとき。
 - (11) 前条第7項において、生年月日の入力がないとき。
 - (12) MNP（第19条（契約者の義務又はサービス利用の要件等）第2項に定義します。）による転入を目的とする申込を除き、申込者が、本サービスについて、契約成立後3ヶ月未満で解約（MNPによる転出を含みます。）した事例があると当社が合理的に判断したとき。
 - (13) 同一名義若しくは同一住所を有する者、その他実質的にこれと同一と認められる者により、本サービスについて、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断したとき。ただし、当社が当該行為を通常の利用に付随して発生したものと合理的に認める場合は、この限りではない。
 - ① 本サービス契約の解約、SIMカードの解約又はMNPによる転出が行われた後、本サービス契約の申込又はSIMカードの追加申込（いずれもMNPによる転入を除きま

す。)が行われる行為が、反復して行われていること。

- ② 利用実績がないまま、本サービス契約の解約、SIM カードの解約又は MNP による転出が行われていること。
- ③ 利用実績がない状態で、SIM カードの追加申込又は SIM カードの変更、再発行若しくは種別変更の申込（物理 SIM カードの機能の変更の申込、物理 SIM カードのサイズの変更の申込、物理 SIM カードの再発行の申込、eSIM プロファイルの再発行の申込、eSIM を利用する通信端末の変更に伴う SIM 変更の申込及び SIM 種別変更の申込を含みます。）が行われていること。
- ④ その他通常の利用と乖離していると当社が合理的に判断する行為（利用実績の有無若しくは程度、契約から解約若しくは MNP 転出までの期間、SIM カードの変更若しくは再発行の状況その他の事情を総合考慮した結果、他の電気通信事業者が提供するキャンペーンによる転入インセンティブのみを目的とする行為、短期間に他の電気通信事業者における SIM カードの契約に変更することにより利益を得ることを目的とする行為、ブローカー行為、転売目的の行為等に該当すると合理的に認められるものを含みますが、これらに限られないものとします。）。

(14)違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社が提供するサービスの信用を毀損する、又は当社が提供するサービスを直接若しくは間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがあるとき

(15)その他当社が不相当と判断したとき

- 2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。
- 3. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、第 16 条（申込）に定める本人確認の再実施その他当社が必要と認める確認手続の実施を求めることがあります。この場合において当該確認手続が完了しない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶することができるものとします。
- 4. 同一の契約者が締結できる本サービス契約は 1 契約とし、同時に利用することのできる本サービスの回線数は最大 5 回線まで（でんわパックプランの場合は 1 回線のみ）とします。当該契約数又は回線数の上限を超えて本サービスの利用の申込又は契約変更の申し出があった場合、当社は、当該上限を超える部分に係る申込又は申し出を承諾しないものとします。
- 5. 当社が申込者からの申込を承諾した場合、本約款及び申込内容に従い、本サービス契約が成立するものとします。
- 6. 当社は、本サービス契約の成立後、契約内容を記載した書面（電子メールを含み、以下「契約書面」といいます。）を契約者に送付します。
- 7. 契約者による本サービスの利用開始日は当社が別途定める日とし、当社は本サービスの利用開始日を契約書面に記載して契約者に通知するものとします。なお、eSIM の場合におけるサービス開始日及び月額料金の発生等に関する事項については、第 14 条の 3

(eSIM プロファイル) の定めに従うものとします。

8. 本サービス契約の成立後、契約者による本サービスの利用開始前に、申込時に指定されたクレジットカードによる決済が不能であることが判明した場合、当社は本サービス契約を解除することができるものとします。
9. 本条、第 26 条（利用の停止）、第 28 条（当社の解約）及び第 36 条（損害金）において「通常の利用」とは、契約者が本サービスを通信の用に供する意思を有し、これに基づき本サービスの SIM カードを実際に利用している状態をいいます。
通常の利用には、次に掲げる行為を含むものとします。
 - (1) 契約者又は利用者が、本サービスの SIM カードを通信の用に供する目的で利用していること。
 - (2) 契約者の利用態様が、一般的な移動体通信サービスの利用実態に照らして、社会通念上相当と認められること。

第18条 （通知・連絡）

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
2. 当社は、第 1 項の他、BB.excite 契約サービスに関するウェブサイト上の表示その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し本サービスに関する情報を通知します。
3. 当社から契約者への通知は、前二項に基づき電子メールの送信又は当社が適当と判断する方法による通知行為が行われた時点より効力を発するものとします。
4. 当社は、第 1 項に基づき契約者が指定したメールアドレス又は当社に届け出た住所、電話番号に対して、BB.excite 契約サービスその他の当社が提供するサービス及び当社と提携する第三者が提供するサービスに関するお知らせ（宣伝、広告等を含みます。）を記載した電子メール・郵送物を送信若しくは送付又は電話にて通知することがあり、契約者は予めこれを承諾するものとします。当社は契約者に対して、これらの通知内容に応じて購入された商品又はサービスに関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 43 条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。

第19条 （契約者の義務又はサービス利用の要件等）

1. 契約者及び利用者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。

契約者及び利用者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

2. 契約者は、音声通話機能付き SIM を利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます。）による転入又は転出を行うことができます。
3. MNP による転入には、以下の条件が適用されます。
 - (1) 転入元事業者の契約者と、本サービス契約の契約者が同一である必要があります。
 - (2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限は、本サービスへ申込を行う時点で、物理 SIM カードの申込の場合は 10 日以上、eSIM の申込の場合は 7 日以上の残日数がある必要があります。
 - (3) 本サービス利用の申込と同時に MNP による転入の手続きを行う必要があります。
4. 契約者は、音声通話機能付き SIM によって利用可能な音声通話機能が、必ずしも携帯電話事業者が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、予め同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
5. 本サービスにおいては、第 24 条（利用の制限）及び第 26 条（利用の停止）に定めるほか、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準（料金プランごとに異なる場合があります。）を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者は予めこれに同意するものとします。
6. 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
7. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）（以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）の定めにより、利用者が 18 歳未満の者である場合、契約者は、当社が提供する本サービスのオプションサービスである「i-フィルター for マルチデバイス」（青少年インターネット環境整備法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。）を別途契約しない限り、当該利用者に、本サービスを利用させることはできません。ただし、利用者の保護者が「i-フィルター for マルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。
8. 契約者は、ドコモ回線タイプの SMS 機能付き SIM カード及び音声通話機能付き SIM カードにおいて、ドコモが提供する危険 SMS 拒否設定（フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの。）が

適用されることについて、予め同意するものとします。危険 SMS 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

- (1) SMS 機能付き SIM カード又は音声通話機能付き SIM カードのサービス開始日に自動適用されます。
 - (2) 「SMS 一括拒否」及び「個別番号受信」の設定と併用することはできません。
9. 契約者は、au 回線タイプの SMS 機能付き SIM カード及び音声通話機能付き SIM カードにおいて、KDDI が提供する迷惑 SMS ブロック設定（フィッシング詐欺等対策を目的として、KDDI によって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの。）が適用されることについて、予め同意するものとします。迷惑 SMS ブロック設定の利用には、以下の条件が適用されます。
- (1) SMS 機能付き SIM カード又は音声通話機能付き SIM カードのサービス開始日に自動適用されます。

第20条 （初期契約解除）

1. 本サービスは、音声通話機能付き SIM に係る本サービス契約（別紙（料金表）3. に定めるオプションサービスに係る契約を含みます。以下、本条において同様の意味とします。）に限り電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除（以下「初期契約解除」といいます。）の対象となります。
2. 契約者は、契約書面の受領日を 1 日目として 8 日目まで、又は本サービス利用開始日を 1 日目として 8 日目までのいずれか遅く到来する日までの間に、当社所定の窓口所定の方法にて通知することにより、音声通話機能付き SIM に係る本サービスに係る契約を解除することができるものとします。この場合において、当社は、解除までの期間に応じた本サービスの月額料金、本サービスの提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用、契約締結費用及び SIM カードの提供に要する費用の支払いについて、電気通信事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。
3. 前項の対象となる契約者（以下「初期契約解除対象契約者」といいます。）は、以下に定めるとおりとします。
 - (1) 第 17 条（申込の承諾等）第 5 項に基づき、音声通話機能付き SIM に係る本サービスの申込をした契約者。
4. 音声通話機能付き SIM に係る本サービス契約以外の本サービス契約については、第 29 条（契約者の解約）に定める方法にて解約の手続きが必要となります。

第5章 契約事項の変更等

第21条 (サービス内容の変更)

1. 契約者は、以下に定める場合に限り、本サービス契約の内容について変更を請求できます。
 - (1) 最適料金プラン及び定額プランとの間におけるプラン変更
※暦月単位でのみ変更を行うことができます。
 - (2) Fit プラン及び Flat プランとの間におけるプラン変更
※暦月単位でのみ変更を行うことができます。
 - (3) 最適料金プラン又は定額プランから Fit プラン又は Flat プランへのプラン変更
※暦月単位でのみ変更を行うことができます。
 - (4) でんわパックプランから Fit プラン又は Flat プランへのプラン変更
※暦月単位でのみ変更を行うことができます。
 - (5) 最適料金プラン及び定額プランにおける 1 枚コース・3 枚コース間のコース変更
※暦月単位でのみ変更を行うことができます。
 - (6) でんわパックプランにおける各コース間のコース変更
※暦月単位でのみ変更を行うことができます。
 - (7) 最適料金プラン及び定額プランの 3 枚コース、並びに Fit プラン及び Flat プランにおける SIM カードの枚数の変更
※5 枚を上限とします。
※SIM カードを追加する場合、契約内容の変更に係る事務の発生の都度、別紙(料金表) 2-2. で定める SIM 追加手数料、及び SIM カード発行手数料又は eSIM プロファイル発行手数料が発生します。
※契約者が当社に対し MNP による転出を通知した場合、該当電話番号に係る音声通話機能付き SIM の削除を請求したものとみなされます。
 - (8) 最適料金プラン及び定額プランにおける物理 SIM カードの機能の変更
※物理 SIM カード 1 枚ごとに、別紙(料金表) 2-2. で定める SIM 変更手数料及び SIM カード発行手数料が発生します。
 - (9) Fit プラン及び Flat プランにおける物理 SIM カードの機能の変更
※同一回線タイプでの変更となります。
※物理 SIM カード 1 枚ごとに、別紙(料金表) 2-2. で定める SIM 変更手数料及び SIM カード発行手数料が発生します。
 - (10) 物理 SIM カードのサイズの変更
※物理 SIM カード 1 枚ごとに、別紙(料金表) 2-2. で定める SIM 変更手数料(でんわパックプラン、Fit プラン及び Flat プランの場合は SIM 再発行手数料) 及び SIM カード発行手数料が発生します。

(11) 定額プランにおける高速データ通信容量の変更

※暦月単位でのみ変更を行うことができます。

(12) Flat プランにおける高速データ通信容量の変更

※暦月単位でのみ変更を行うことができます。

(13) Fit プラン又は Flat プランにおける SIM 種別の変更（物理 SIM カードから eSIM への変更又は eSIM から物理 SIM カードへの変更）

※同一回線タイプでの変更となります。

※物理 SIM カードから eSIM への変更の場合、別紙（料金表）2-2. で定める SIM 変更手数料及び eSIM プロファイル発行手数料が、eSIM から物理 SIM カードへの変更の場合、別紙（料金表）2-2. で定める SIM 変更手数料及び SIM カード発行手数料が発生します。

2. 契約者は、以下に定める本サービス契約の内容についての変更を請求することはできないものとします。

(1) 最適料金プラン又は定額プラン、及びでんわパックプランとの間におけるプラン変更

(2) Fit プラン又は Flat プランから最適料金プラン又は定額プランへのプラン変更

(3) Fit プラン又は Flat プランからでんわパックプランへのプラン変更

(4) でんわパックプランにおける物理 SIM カードの機能の変更

(5) でんわパックプランにおける物理 SIM カードの回線タイプの変更

(6) Fit プラン及び Flat プランにおける SIM カードの回線タイプの変更

3. 第 16 条（申込）第 1 項及び第 17 条（申込の承諾等）の規定は、第 1 項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

4. 本条に定める変更手続、又は第 14 条（SIM カードの貸与と管理）若しくは第 14 条の 3（eSIM プロファイル）に定める再発行手続等に伴い、システムの切り替えや新たな物理 SIM カードの送付又は eSIM プロファイルの配信等のため、本サービスを利用できない期間（不通期間）が発生する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。また、当該不通期間の発生により契約者に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 43 条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。

第22条 （契約者の名称の変更等）

1. 契約者は、その氏名、住所又は居所、メールアドレス、当社に届け出たクレジットカード、利用者の生年月日、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

2. 契約者は、前項の通知を怠った場合において当社からの通知が不到達となった場合、当社からの通知を受領拒否した場合、その他正当な理由なく当社からの通知が到達することを妨げた場合、これらの通知が通常到達すべき時に到達したとみなされることを予め異議なく承諾するものとします。
3. 契約者は、第1項の通知を怠ったことにより、本サービス契約の解約、本サービスの利用の停止その他の不利益を被る可能性があることにつき、予め了承するものとします。
4. 当社は、契約者が第1項の通知を怠ったことにより不利益を被ったとしても、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。

第23条 （契約上の地位の相続）

1. 契約者である個人が死亡したときは、当該個人（以下、「元契約者」といいます。）にかかる本サービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約にかかる本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。
2. 第17条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第6章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第24条 （利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。
2. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、又は携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは携帯電話事業者又は協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく、通信を一時的に制限又は停

止することがあります。

3. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
4. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第25条 （利用の中断）

1. 当社は、以下に定める事由があるときは、本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 当社又は IIJ、ドコモ若しくは KDDI の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 当社又は IIJ、ドコモ若しくは KDDI が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (3) IIJ、ドコモ又は KDDI が自らのサービスを中断又は一時停止したとき
 - (4) 当社の業務上やむを得ない事由が生じたとき
 - (5) その他当社が必要と判断したとき
2. 当社は、本条に基づく本サービスの利用の中断について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部の返金を行いません。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。

第26条 （利用の停止）

1. 当社は、契約者が以下に定める事由に該当するときは、本サービスについてその全部又は一部の提供を停止することがあります。
 - (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき（第15条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）に定める禁止行為に該当する場合を含み、特に、第15条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）第2項第1号に定める行為に該当すると当社が判断した場合を含みますが、これらに限られません。）。
 - (2) 本サービスの料金その他債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。

- (3) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。
- (4) 本サービスの料金等の支払意思が確認できないとき。
- (5) 当社が指定する方法による、有効な決済手段の登録がなされないとき、登録された決済手段による決済ができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 契約者が申込時又は契約成立後の支払方法の変更時に、契約者本人名義でないクレジットカードその他の決済手段を指定したとき。
- (7) 契約者本人名義のクレジットカードであっても、盗難・不正取得その他の事由により、契約者本人が正当に利用していないと当社が判断したとき。
- (8) 契約者が本サービスを転貸・譲渡・名義貸しを行ったことが判明したとき。
- (9) 当社に登録している契約者情報（利用者の生年月日も含み、以下同様とする。）その他登録情報に変更があったにもかかわらず、当該変更について変更手続きを怠ったとき。
- (10) 当社に登録している契約者情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき。
- (11) 本サービスを違法な態様又は公序良俗に反する態様で利用したとき。
- (12) 当社の業務又は本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- (13) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき。
- (14) 一般的な利用と比較して著しく異なる利用が行われ、それにより本サービスの円滑な提供に支障を生じるおそれがあると当社が判断したとき。
- (15) 契約者又は同一名義若しくは同一住所を有する者、その他実質的にこれと同一と認められる者により、本サービスについて、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断したとき。

ただし、当社が当該行為を通常の利用に付随して発生したものと合理的に認める場合は、この限りではない。

- ① 本サービス契約の解約、SIM カードの解約又は MNP による転出が行われた後、本サービス契約の申込又は SIM カードの追加申込（いずれも MNP による転入を除きます。）が行われる行為が、反復して行われていること。
- ② 本サービス（過去の契約であるか現在の契約であるかを問いません。）において、利用実績がないまま、本サービス契約の解約、SIM カードの解約、又は MNP による転出が完了した事実があること。
- ③ 利用実績がない状態で、SIM カードの追加申込又は SIM カードの変更、再発行若しくは種別変更の申込（物理 SIM カードの機能の変更の申込、物理 SIM カードのサイズの変更の申込、物理 SIM カードの再発行の申込、eSIM プロファイルの再発行の申込、eSIM を利用する通信端末の変更に伴う SIM 変更の申込及び SIM 種別変更の申込を含みます。）が行われていること。

- ④ その他、現在において通常の利用と乖離していると当社が合理的に判断する行為（利用実績の有無若しくは程度、SIM カードの変更若しくは再発行の状況その他の事情を総合考慮した結果、ブローカー行為、転売目的の行為等に該当すると合理的に認められるものを含みますが、これらに限られないものとします。）が行われていること。
- ⑤ 本サービス（過去の契約であるか現在の契約であるかを問いません。）において、通常の利用と乖離していると当社が合理的に判断する行為（利用実績の有無若しくは程度、契約から解約若しくはMNP 転出完了までの期間、SIM カードの変更若しくは再発行の状況その他の事情を総合考慮した結果、他の電気通信事業者が提供するキャンペーンによる転入インセンティブのみを目的とする行為、短期間に他の電気通信事業者における SIM カードの契約に変更することにより利益を得ることを目的とする行為等に該当すると合理的に認められるもの）が完了した事実があること。
- (16) 第 17 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (17) 契約者に対する破産の申立があった場合又は、契約者が後見開始の審判を受けたとき、保佐開始の審判を受けたとき若しくは補助開始の審判を受けたとき
- (18) 当社が送付した物理 SIM カードを受領しないとき
- (19) 当社が契約者と連絡がとれなくなったとき
- (20) 前各号に定めるほか、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき
2. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、契約者に対し、本人確認の再実施又は追加確認を求めることがあります。
 3. 当社は、第 1 項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、予めその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
 4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に代えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置をとることを妨げるものではないものとします。
 5. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、契約者に対し、本サービスの利用に関して説明を求める場合があります。
 6. 当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。
 7. 契約者が、複数の本サービス契約を締結している場合において、当該契約のうちいずれかについて第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結するほかの全ての本サービス契約において本サービスの提供を停止することができるものとします。
 8. 本条に基づく本サービスの利用の停止があっても、本サービスの料金は発生します。

9. 当社は、本条に基づく本サービスの利用の停止について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償又は本サービスの料金の全部若しくは一部の返金を行います。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
10. 本条の規定にかかわらず、当社は本サービスの停止義務を負うものではありません。

第27条 （サービスの変更、追加又は廃止）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。なお、当該変更、追加又は廃止に伴い本約款を変更する場合は第2条（本約款の変更）の定めに従うものとします。
2. 当社は、前項による本サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止につき、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、何ら責任を負うものではありません。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は重要な一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止前に相当の期間を設けてその旨を通知します。
4. 本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービスにかかる契約が解約されたものとします。

第7章 契約の解約

第28条 （当社の解約）

1. 当社は、以下に定める事由があるときは、本サービス契約を解約することができます。
 - (1) 第26条（利用の停止）第1項各号の事由があると当社が判断したとき（当該事由が第15条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）第2項第1号に定める行為に該当する場合を含みますが、これに限られません。）。
 - (2) 契約者が、申込又は契約期間中において契約者本人名義でないクレジットカードを指定したことが判明したとき。
 - (3) 契約者が、契約者本人名義のクレジットカードを用いた場合であっても、盗難・不正取得その他の事由により正当に利用していないと当社が判断したとき。
 - (4) 契約者が、本サービスを転貸・譲渡・名義貸しを行ったことが判明したとき。

- (5) 契約者又は同一名義若しくは同一住所を有する者、その他実質的にこれと同一と認められる者により、本サービスについて、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断し、その結果、当社が本サービス契約の継続が困難であると判断したとき。
- ただし、当社が当該行為を通常の利用に付随して発生したものと合理的に認める場合は、この限りではない。
- ① 本サービス契約の解約、SIM カードの解約又は MNP による転出が行われた後、本サービス契約の申込又は SIM カードの追加申込（いずれも MNP による転入を除きます。）が行われる行為が、反復して行われていること。
 - ② 本サービス（過去の契約であるか現在の契約であるかを問いません。）において、利用実績がないまま、本サービス契約の解約、SIM カードの解約、又は MNP による転出が完了した事実があること。
 - ③ 利用実績がない状態で、SIM カードの追加申込又は SIM カードの変更、再発行若しくは種別変更の申込（物理 SIM カードの機能の変更の申込、物理 SIM カードのサイズの変更の申込、物理 SIM カードの再発行の申込、eSIM プロファイルの再発行の申込、eSIM を利用する通信端末の変更に伴う SIM 変更の申込及び SIM 種別変更の申込を含みます。）が行われていること。
 - ④ その他、現在において通常の利用と乖離していると当社が合理的に判断する行為（利用実績の有無若しくは程度、SIM カードの変更若しくは再発行の状況その他の事情を総合考慮した結果、ブローカー行為、転売目的の行為等に該当すると合理的に認められるものを含みますが、これに限られないものとします。）が行われていること。
 - ⑤ 本サービス（過去の契約であるか現在の契約であるかを問いません。）において、通常の利用と乖離していると当社が合理的に判断する行為（利用実績の有無若しくは程度、契約から解約若しくは MNP 転出完了までの期間、SIM カードの変更若しくは再発行の状況その他の事情を総合考慮した結果、他の電気通信事業者が提供するキャンペーンによる転入インセンティブのみを目的とする行為、短期間に他の電気通信事業者における SIM カードの契約に変更することにより利益を得ることを目的とする行為等に該当すると合理的に認められるもの）が完了した事実があること。
- (6) 第 27 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 1 項に定める本サービスの廃止を当社が判断したとき。
- (7) 本約款又は本約款に付随して当社が定める利用規約等に契約者が違反したと当社が判断したとき（第 15 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）に定める禁止行為に該当する場合を含みます。）。
- (8) その他、当社が本サービス契約の継続が困難だと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解約するときは、契約者に対し、その旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでありません。

3. 当社は、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合、当社が指定する日をもって、本サービス契約を解約することができるものとします。
4. 本条による当社の解約の場合においても、解約の時点において発生している本サービスの料金その他の債務の履行は第8章に基づきなされるものとします。
5. 本条の定めに従って本サービス契約が解約された場合において、契約者に損害が生じた場合でも、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第43条（損害賠償額の上限）に定める範囲内でその責を負うものとします。
6. 本条の規定にかかわらず、当社は解約する義務を負うものではないものとします。

第29条 （契約者の解約）

1. 契約者は、当社に対し、当社の指定するウェブサイト上の解約フォーム（以下、「指定解約フォーム」といいます。）を利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、本サービス契約の解約申込をすることができます。ただし、第11条（最低利用期間）の適用がある場合については同条の定めに従うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、サービス開始日前に解約申込をすることはできないものとします。
3. 当社は、契約者の本サービス契約の解約申込を毎月月初から当該暦月末の前々日まで受付するものとし、当該解約は、解約申込受領月の翌月からその効力を生じるものとします。
4. 契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、本サービスの解約を通知したものとみなされます。なお、eSIMを利用している契約者がMNPによる転出を行う場合、転出手続きの完了後速やかにeSIMプロフィールを端末から削除するものとします。
5. 契約者が本サービス契約の解約申込をした場合、当社は、既に受領した本サービスの料金の返金を行いません。
6. 契約者が本サービス契約の解約申込をした場合、契約者は、第8章の規定に従い、解約の時点において発生している本サービスの料金、その他の本サービス契約上の債務の支払いを行うものとします。

第30条 （物理SIMカードの返却及びeSIMプロフィールの削除）

1. 契約者は、第29条（契約者の解約）の規定に基づき本サービス契約の解約申込をした場合、又は物理SIMカードの交換等をした場合、初期契約解除による解約をした場合は、速やかに当社より貸与している物理SIMカードを当社指定の以下の返送先住所へ送料自己負担にて返却するものとします。

< 返送先住所 >

〒143-0006

東京都大田区平和島 3-6-1

東京団地倉庫 A-2 棟 住友倉庫内

エキサイトカスタマーサービスセンター

TEL : 0570-783-812

2. 契約者は、本サービス契約の終了、SIM の種別変更等、初期契約解除、その他 eSIM プロファイルを利用する権限を失った場合、自らの通信端末から速やかに eSIM プロファイルを削除するものとします。
3. 当社は、前項の場合において、当社が配信した eSIM プロファイルを遠隔から無効化する措置（当該 eSIM プロファイルによる通信を不能にする措置）を講じることができます。当該無効化の措置は、当社が配信した eSIM プロファイルにのみ及び、契約者の通信端末本体及び端末内のその他のデータには影響を及ぼしません。

第8章 料金等

第31条 （契約者の支払義務）

1. 本サービスの料金は、本サービスに係る初期費用、月額料金、通話料、SMS 送信料、追加容量チャージ料、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金及びその他当社が定める費用とします。
2. 本サービスの料金の額は、別紙（料金表）で定めるものとします。
3. 契約者は、当社に対し、本サービスの料金を支払う義務を負うものとします。
4. 月額料金は、サービス開始日から本サービス契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日まで発生します。この場合、第 26 条（利用の停止）の規定により本サービスの提供について停止があった場合であっても、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
5. SIM 追加手数料、SIM 再発行手数料、SIM 変更手数料、SIM カード発行手数料、及び eSIM プロファイル発行手数料は、当社が契約者より本サービスの利用のための物理 SIM カードの貸与若しくは交換、又は eSIM プロファイルの発行若しくは再発行の申込を受領した場合、又は、物理 SIM カードの盗難、紛失、故障若しくは破損等、又は eSIM プロファイルの再発行が必要な事象が生じた場合等、理由の如何を問わず、これらの手続きが必要な場合に都度発生するものとします。
6. 月額料金は、サービス開始日が属する暦月から満額で発生するものとし、日割り計算は行わないものとします。
7. 追加容量チャージは、当社が契約者より購入申込を受領した都度発生するものとします。

8. 本サービス契約の解約等の手続きの完了にかかわらず、本サービスの利用が可能な場合があります。当社は、契約者による本サービスの利用が確認された場合には、当該解約日がいつであるにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
9. 前項までの規定にかかわらず、第 14 条の 3 (eSIM プロファイル) 第 3 項の規定に基づく未開通による自動解約、又は EID エラー・MNP 情報不一致等に起因する開通手続の不成立が生じた場合、契約者は当該 eSIM に係る初期費用及び月額料金の支払義務を負わないものとします。

第32条 (料金等の請求方法)

1. 当社は、契約者に対し、毎月月額料金及び本約款に基づき発生する料金を請求します。
2. 前項において、当社は、契約者に対し、請求書並びに領収書を一切発行しないものとします。

第33条 (料金等の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの料金を、当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の規約に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。
2. 当社は、本サービスの料金を、クレジットカード会社に請求するものとします。
3. 契約者とクレジットカード会社との間で料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第 43 条 (損害賠償額の上限) に定める範囲内でその責を負うものとします。
4. 契約者は、本サービスの料金に関して、以下の各号に事前に同意するものとします。
 - (1) 契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は契約者の当該債権と本サービスの料金、その他の本サービス契約上の契約者の債務とを相殺することができること。
 - (2) クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2 ヶ月分の料金が合算して請求される場合があること。

第34条 (利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上、当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、当該状態が継続した時間を 24 で除した数 (小数点以下の端数は、切り捨てます。) に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ

月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

第35条 （割増金）

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対し、その免れた金額の2倍に相当する金額を支払うものとします。

第36条 （損害金）

1. 契約者又は同一名義若しくは同一住所を有する者、その他実質的にこれと同一と認められる者による以下のいずれかに該当する行為に起因して、当社が本サービス提供のために負担した初期原価（物理 SIM カード又は eSIM プロファイルの発行に係る費用、契約手続の事務処理費用その他当社が合理的理由に基づき算定する費用をいいます。）が無為に帰し、又はその補填を要すると当社が合理的に判断した場合には、契約者は当社に対し、当該初期原価相当額を損害金として支払うものとします。ただし、当該損害金の額は、当該行為に関連する本サービス契約 1 契約につき、新規契約手数料相当額 3,300 円（税込）を上限とし、かつ、当該行為に関連する SIM カード 1 枚につき、SIM カード発行手数料又は eSIM プロファイル発行手数料相当額 433 円（税込）を上限とします。
 - (1) 本サービス契約の解約、SIM カードの解約又は MNP による転出が行われた後、本サービス契約の申込又は SIM カードの追加申込（いずれも MNP による転入を除きます。）が行われる行為が、反復して行われていること。
 - (2) 利用実績がないまま、本サービス契約の解約、SIM カードの解約又は MNP による転出が行われていること。
 - (3) 利用実績がない状態で、SIM カードの追加申込又は SIM カードの変更、再発行若しくは種別変更の申込（物理 SIM カードの機能の変更の申込、物理 SIM カードのサイズの変更の申込、物理 SIM カードの再発行の申込、eSIM プロファイルの再発行の申込、eSIM を利用する通信端末の変更に伴う SIM 変更の申込及び SIM 種別変更の申込を含みます。）が行われていること。
 - (4) その他通常の利用と乖離していると当社が合理的に判断する行為（利用実績の有無若しくは程度、契約から解約若しくは MNP 転出までの期間、SIM カードの変更若しくは再発行の状況その他の事情を総合考慮した結果、他の電気通信事業者が提供するキャンペーンによる転入インセンティブのみを目的とする行為、短期間に他の電気通信事業者における SIM カードの契約に変更することにより利益を得ることを目的とする行為、ブローカー行為、転売目的の行為等に該当すると合理的に認められるものを含みますが、これに限られないものとします。）。)
2. 前項の損害金は、契約者の通常の利用に付随して発生する行為については、一切発生しないものとします。

第37条 （遅延損害金）

1. 契約者は、本サービスの料金その他の本サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

第38条 （割増金等の支払方法）

第 33 条（料金等の支払方法）の規定は、第 35 条（割増金）及び第 37 条（遅延損害金）の場合について準用します。

第39条 （消費税等）

契約者が当社に対し本サービスの料金その他の本サービス契約上の債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含む。）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税等相当額を併せて支払うものとします。なお、消費税等相当額の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第40条 （債権の譲渡）

1. 当社は、本約款、本サービス契約又は本サービスに基づき生じた全ての債権について、当社が指定した第三者（以下「債権譲渡先」といいます。）に譲渡する場合があります。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 前項の場合において、当該債権譲渡の請求及び回収に用いるため、契約者は、当社が債権譲渡先に対し、契約者の氏名、住所、電話番号並びに債権の請求及び回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
3. 第 1 項の場合において、当社及び債権譲渡先は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第9章 雑則

第41条 （第三者の責による利用不能）

1. 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額から当該損害賠償を請求するために要した費用を控除した金額（以下、「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、全ての契約者の損害の額を合計した額（以下、「総損害額」といいます。）が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を総損害額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第42条 （保証及び責任の限定）

1. 本サービスは、携帯電話事業者が提供する携帯電話事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合又はその他携帯電話事業者の定めに基づく場合において、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、何ら責任を負うものではありません（第6項に定める場合を除きます。）。その他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償の責任を負いません（第6項に定める場合を除きます。）。
3. eSIM の利用に関し、以下の各号の事由により契約者が本サービスの全部又は一部を利用できない、又は eSIM プロファイルが正常に機能しないことについて、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします（第6項に定める場合を除きます。）。
 - (1) 通信端末のオペレーティングシステム又はファームウェアの更新その他の契約者の通信端末に起因する事由
 - (2) SM-DP+その他の SIM プロファイルの配信に関連する上流事業者の設備、サービス又は仕様変更に関因する事由
 - (3) 契約者の操作による eSIM プロファイルの削除又は無効化
 - (4) 契約者が当社の指定する条件を満たさない通信端末（動作確認を行っていない通信端末を含む。）で eSIM を利用したことに関因する事由
 - (5) 第三者によるフィッシング、SIM スワップその他の不正行為を契機として eSIM プロフ

ファイルの再発行又は無効化が行われた場合（ただし、当社の本人確認手続に重大な過失があった場合を除く。）

- (6) 契約者の通信端末の紛失又は盗難に起因して第三者が eSIM プロファイルを不正に利用したことによる事由（ただし、当社の本人確認手続に重大な過失があった場合を除く。）
4. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
5. 当社は、契約者が本サービスとともに他社サービス及び他社アプリケーションソフトウェアを利用した際に発生する問題、トラブル、損害等につき、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません（第 6 項に定める場合を除きます。）。
6. 本約款の他の規定にかかわらず、本サービス契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、本約款のうち、当社の責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、契約者に生じた損害が当社の債務不履行又は不法行為に基づくときには、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は、第 43 条（損害賠償額の上限）に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。

第43条 （損害賠償額の上限）

本約款に別途定める場合を除き、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当該損害の発生した日の属する月を起算月として過去 12 ヶ月間（契約期間が 12 ヶ月に満たない場合は、当該契約期間）に当社が当該契約者から受領した本サービス料金の額を上限とします。ただし、当該受領した本サービス料金の額が、当該契約者の直近の月額料金の 1 ヶ月分を下回る場合は、当該直近の月額料金の 1 ヶ月分を上限とします。なお、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第44条 （サイバー攻撃への対処）

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、以下に定める事項を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

- (1) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、本サービスの契約期間中いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第45条 （個人情報及び秘密情報の保護）

1. 当社は、契約者及び利用者の個人情報及び秘密情報（以下、総称して「個人情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシー（<https://info.excite.co.jp/privacy-policy/>）に従って取り扱い、BB.excite 契約サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供しないものとします。ただし、契約者が開示に同意した場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示が求められる場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合は、この限りではありません。
2. 契約者は、自らの個人情報を本サービスを利用して公開するときは、第 13 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
3. 当社は、個人情報を利用して、契約者の属性の集計、分析を行い、かつ契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下、「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービス及び本サービスの開発等の業務のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
4. 当社は、契約者及び利用者の EID その他 eSIM の利用、eSIM プロファイルの配信、再発行、無効化又は削除のために必要な情報（以下、「eSIM 関連情報」といいます。）を取得し、本サービスの提供、開通管理及び不正利用防止の目的のために利用するものとします。また、当社は本サービスの提供に必要な範囲において、本サービスの提供に関与する電気通信事業者（IIJ を含みます。）に eSIM 関連情報を提供することがあります。これらの情報の取扱いについては、本条第 1 項本文の定めを適用します。
5. 当社は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 5 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。

第46条 （通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るよう努めるものとします。
2. 当社は、契約者の本サービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービス及び本サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第47条 （分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第48条 （準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

第49条 （専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2016 年 6 月 20 日 制定

2016 年 7 月 5 日 一部改定

2016 年 8 月 22 日 一部改定

2017 年 8 月 1 日 一部改定

2017 年 10 月 1 日 一部改定

2018 年 2 月 1 日 一部改定

2018 年 10 月 1 日 一部改定

2019 年 1 月 17 日 一部改定

2019 年 5 月 20 日 一部改定

2019 年 7 月 1 日 一部改定

2019 年 12 月 25 日 一部改定

2020 年 2 月 6 日 一部改定

2020 年 6 月 1 日 一部改定

2020 年 11 月 4 日 一部改定

2021 年 2 月 1 日 一部改定

2021 年 4 月 1 日 一部改定

2021 年 7 月 1 日 一部改定

2022 年 3 月 24 日 一部改定

2022 年 4 月 1 日 一部改定

2022 年 7 月 1 日 一部改定

2023 年 2 月 15 日 一部改定

2023 年 3 月 1 日 一部改定

2023 年 3 月 14 日 一部改定

2023 年 4 月 3 日 一部改定

2024 年 7 月 16 日 一部改定

2025 年 6 月 4 日 一部改定

2025 年 10 月 1 日 一部改定

2025 年 10 月 28 日 一部改定

2026 年 1 月 7 日 一部改定

2026 年 2 月 2 日 一部改定

2026 年 3 月 18 日 一部改定

2026 年 7 月 28 日 一部改定

別紙（料金表）

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額が含まれた金額です。

2. 料金額

■2-1. 初期費用（一時金）

新規契約手数料※	3,300 円（税込）／申込
SIM カード発行手数料※	433 円（税込）／枚
eSIM プロファイル発行手数料	433 円（税込）／プロファイル

※ 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 1 月 6 日までの間に申込が完了した場合は発生しません。

■2-2. その他の一時金

SIM 追加手数料	3,300 円（税込）／SIM 追加事務
SIM 再発行手数料	3,300 円（税込）／枚
SIM 変更手数料	3,300 円（税込）／枚
SIM カード発行手数料※1	433 円（税込）／枚
eSIM プロファイル発行手数料※2	433 円（税込）／プロファイル

※1 物理 SIM カードの追加、再発行及び変更（機能又はサイズの変更）、並びに SIM 種別変更（eSIM から物理 SIM カードへの変更）の手続きの都度、当該手続きの対象となる SIM カード 1 枚ごとに発生します。

※2 eSIM の追加、eSIM プロファイルの再発行及び SIM 種別変更（物理 SIM カードから eSIM への変更）の手続きの都度、当該手続きの対象となる eSIM プロファイルごとに発生します。

■2-3. 月額料金

(1) 最適料金プラン 月額料金（データ通信専用 SIM の場合）

高速データ通信容量	1 枚コース	3 枚コース
低速データ通信のみ	550 円（税込）	—
100MB まで	—	1,155 円（税込）
500MB まで	693 円（税込）	1,210 円（税込）
1GB まで	726 円（税込）	1,298 円（税込）
2GB まで	847 円（税込）	1,474 円（税込）
3GB まで	968 円（税込）	1,705 円（税込）
4GB まで	1,265 円（税込）	1,958 円（税込）
5GB まで	1,595 円（税込）	2,079 円（税込）

6GB まで	1,760 円 (税込)	2,145 円 (税込)
7GB まで	2,090 円 (税込)	2,310 円 (税込)
8GB まで	2,332 円 (税込)	2,409 円 (税込)
9GB まで	2,420 円 (税込)	2,618 円 (税込)
10GB まで	2,618 円 (税込)	2,794 円 (税込)
11GB まで	—	3,113 円 (税込)
12GB まで	—	3,410 円 (税込)
13GB まで	—	3,795 円 (税込)
14GB まで	—	4,169 円 (税込)
15GB まで	—	4,378 円 (税込)

- ※ 日割り計算は行いません。
- ※ 最適料金プランはドコモ回線タイプのみの提供となります。
- ※ 最適料金プランは1ヶ月あたりの高速データ通信の使用量に応じて月額料金が毎月変動するプランです。3枚コースの場合は、ご利用のSIMカード全てのデータ通信量の合算値に応じて月額料金が決まります。
- ※ 1ヶ月あたりの高速データ通信容量の上限（1枚コースは上限10GB、3枚コースは上限15GBとなります。）を超過した場合、当該月の末日まで通信速度が低速データ通信（送受信最大200kbps）になります。なお、低速データ通信の連続する3日間あたりの通信量が366MBを超過した場合、当該SIMカードを使った通信の速度を制限する場合があります。
- ※ 契約者1人あたりの一度に利用できるSIMカードの上限枚数は、1枚コースの場合は1枚、3枚コースの場合は5枚までです。3枚コースの場合、4枚目の利用からは追加のSIMカード（以下「追加SIM」といいます。）の申込みが必要です。追加SIMを申込み場合は、別途、「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。
- ※ SMS機能、音声通話機能を利用する場合、別途、「3. オプションサービス」及び「4. 通話料/SMS利用料」で定める各料金が発生します。
- ※ 2020年6月1日以降に利用の申込がされた音声通話機能を利用する場合において、エキモバでんわサービスを利用する場合、通話料として、別途、エキモバでんわ約款の別紙（料金表）に定める利用料（以下「エキモバでんわサービスの利用料」といいます。）が発生します。ただし、エキモバでんわ約款第4条（本サービス）に定める当社が付与した番号を前置せずに音声通話機能を利用した場合等、エキモバでんわサービスの利用料が適用されない場合は、「4. 通話料/SMS利用料」に定める通話料が適用されます。
- ※ 高速データ通信量の繰越しはありません。
- ※ 1ヶ月あたりの高速データ通信容量の上限（1枚コースは上限10GB、3枚コースは上限15GB）を超過した後、追加容量チャージを申込みことができます。その場合、「3. オプションサービス」で定める料金が発生します。
- ※ でんわパックプランへのプラン変更はできません。

- ※ 電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は月額料金に含まれています。
- ※ ブロードバンドユニバーサルサービス料は別途発生します。
- ※ 2023年3月14日以降、新規に利用の申込を行うことはできません。
- ※ 最適料金プランでは、eSIMによる本サービスの利用はできません。eSIMの利用を希望する場合、Fitプラン又はFlatプランへのプラン変更が必要となります。

(2) 定額プラン 月額料金（データ通信専用 SIM の場合）

高速データ通信容量	1 枚コース	3 枚コース
0MB※1（追加 SIM の申込不可※2）	715 円（税込）	1,210 円（税込）
1GB（追加 SIM の申込不可※2）	737 円（税込）	1,386 円（税込）
2GB（追加 SIM の申込不可※2）	847 円（税込）	1,595 円（税込）
3GB（追加 SIM の申込不可※2）	990 円（税込）	1,848 円（税込）
4GB	1,287 円（税込）	2,178 円（税込）
9GB	2,475 円（税込）	2,706 円（税込）
20GB	4,378 円（税込）	4,928 円（税込）
30GB	6,578 円（税込）	7,238 円（税込）
40GB	8,778 円（税込）	9,438 円（税込）
50GB	11,198 円（税込）	11,748 円（税込）

- ※1 低速データ通信のみとなります。
- ※2 4 枚目以降の追加 SIM の申込は 4GB 以上からとなります。
- ※ 日割り計算は行いません。
- ※ 定額プランはドコモ回線タイプのための提供となります。
- ※ 定額プランは 1 ヶ月あたりに使用可能な高速データ通信容量を予め選択することで、月額料金が毎月定額となるプランです。3 枚コースの場合は、全ての SIM カードに高速データ通信容量が割り振られるのではなく、全ての SIM カードで上記表に記載の高速データ通信容量を分け合います。
- ※ 契約者 1 人あたりの一度に利用できる SIM カードの上限枚数は、1 枚コースの場合は 1 枚、3 枚コースの場合は 5 枚までです。3 枚コースの場合、4 枚目の利用からは追加 SIM の申込みが必要です。追加 SIM を申込み場合は、別途、「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。
- ※ 1 ヶ月あたりの高速データ通信容量の上限を超過した場合、当該月の末日まで通信速度が低速データ通信（送受信最大 200kbps）になります。なお、低速データ通信の連続する 3 日間あたりの通信量が 366MB を超過した場合、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。
- ※ SMS 機能、音声通話機能を利用する場合、別途、「3. オプションサービス」及び「4. 通話料 / SMS 利用料」で定める各料金が発生します。

- ※ 2020 年 6 月 1 日以降に利用の申込がされた音声通話機能を利用する場合において、エキモバでんわサービスを利用する場合、通話料として、別途、エキモバでんわサービスの利用料が発生します。ただし、エキモバでんわ約款第 4 条（本サービス）に定める当社が付与した番号を前置せずに音声通話機能を利用した場合等、エキモバでんわサービスの利用料が適用されない場合は、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が適用されます。
- ※ 余った高速データ通信量を付与月の翌月末日まで繰越せます。
- ※ 追加容量チャージの申込に係る制限はありません。追加容量チャージを申込み場合、「3. オプションサービス」で定める料金が発生します。
- ※ でんわパックプランへのプラン変更はできません。
- ※ 電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は月額料金に含まれています。
- ※ ブロードバンドユニバーサルサービス料は別途発生します。
- ※ 2023 年 3 月 14 日以降、新規に利用の申込を行うことはできません。
- ※ 定額プランでは、eSIM による本サービスの利用はできません。eSIM の利用を希望する場合、Fit プラン又は Flat プランへのプラン変更が必要となります。

(3) でんわパックプラン 月額料金

コース	高速データ通信容量	月額料金
従量	低速データ通信のみ	2,090 円（税込）
	3GB まで	2,530 円（税込）
	6GB まで	3,135 円（税込）
	10GB まで	3,795 円（税込）
S	5GB	2,915 円（税込）
M	15GB	4,268 円（税込）
L	35GB	7,678 円（税込）

- ※ 日割り計算は行いません。
- ※ でんわパックプランはドコモ回線タイプ又は au 回線タイプの 2 種類の回線タイプによる提供となります。契約者は申込時に回線タイプを選択するものとします。
- ※ 回線タイプの変更（ドコモ回線タイプから au 回線タイプへの変更、又は au 回線タイプからドコモ回線タイプへの変更）はできません。
- ※ でんわパックプランはデータ通信サービス（SMS 機能及び音声通話機能を含みます。）とエキモバでんわサービスが一体として提供されるプランです。データ通信サービス又はエキモバでんわサービスのいずれか一方のみを契約又は解約することはできません。
- ※ 音声通話機能付き SIM による提供となります。データ通信専用 SIM 又は SMS 機能付き SIM への機能変更はできません。
- ※ 契約者 1 人あたりの一度に利用できる SIM カードの上限枚数は、1 枚となります。
- ※ 最低利用期間は、サービス開始日から起算し、サービス開始日の翌月を 1 ヶ月目として 12

ヶ月目の末日までとします。

- ※ 月額料金には「3. オプションサービス 月額料金」に定める音声通話機能の月額 料金(月額 770 円 (税込) /枚)が含まれます。
- ※ 留守番電話及び割り込み着信を利用する場合は、別途、「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。
- ※ エキモバでんわサービスを利用した音声通話機能の利用に係る通話料として、別途、「5. でんわパックプランにおけるエキモバでんわサービスの利用料等」に定める利用料（以下「でんわパックプランにおけるエキモバでんわサービスの利用料」といいます。）が発生します。ただし、エキモバでんわ約款第 4 条（本サービス）に定める当社が付与した番号を前置せずに音声通話機能を利用した場合等、でんわパックプランにおけるエキモバでんわサービスの利用料が適用されない場合は、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が適用されます。
- ※ SMS 機能を利用する場合、SMS 送信料・受信料として、別途、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める各料金が発生します。
- ※ 「従量」は 1 ヶ月あたり的高速データ通信の使用量に応じて月額料金が毎月変動するコースです。
- ※ 「S」「M」「L」は 1 ヶ月あたりに使用可能な高速データ通信量を予め選択することで、月額料金が毎月定額となるコースです。
- ※ 1 ヶ月あたり的高速データ通信量の上限（「従量」は上限 10GB、「S」は上限 5GB、「M」は上限 15GB、「L」は上限 35GB）を超過した場合、当該月の末日まで通信速度が低速データ通信（送受信最大 200kbps）になります。なお、低速データ通信の連続する 3 日間あたりの通信量が 366MB を超えた場合、当該 SIM を使った通信の速度を制限する場合があります。
- ※ au 回線タイプにおいて、連続する 3 日間あたりの通信量（高速データ通信及び低速データ通信の合計値）が 6GB を超えた場合、当該 SIM を使った通信の速度を制限する場合があります。また、低速データ通信を指定していない通信の場合、速度制限下であっても高速データ通信量が消費されます。契約者は、高速データ通信量の消費を停止したい場合、当社が別途指定する方法にて手続きを行うものとします。
- ※ 高速データ通信量の繰越しはありません。
- ※ 以下の定めに従い、追加容量チャージを申込むことができます。その場合、「3. オプションサービス」で定める料金が発生します。
 - ・従量：毎月、高速データ通信量が 10GB を超過した後
 - ・S：毎月、高速データ通信量が 5GB を超過した後
 - ・M：毎月、高速データ通信量が 15GB を超過した後
 - ・L：毎月、高速データ通信量が 35GB を超過した後
- ※ 最適料金プラン又は定額プランへのプラン変更はできません。
- ※ 電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は月額料金に含まれています。

※ ブロードバンドユニバーサルサービス料は別途発生します。

※ 2021 年 4 月 1 日以降、新規に利用の申込を行うことはできません。

※ でんわパックプランでは、eSIM による本サービスの利用はできません。eSIM の利用を希望する場合、Fit プラン又は Flat プランへのプラン変更が必要となります。

(4) Fit プラン 月額料金

▼2025 年 6 月 3 日以前の Fit プラン 月額料金

高速データ通信容量	音声通話機能 付き SIM	SMS 機能 付き SIM	データ通信 専用 SIM※1
0GB (低速データ通信のみ)	495 円 (税込)	462 円 (税込)	385 円 (税込)
3GB まで	690 円 (税込)	690 円 (税込)	690 円 (税込)
7GB まで	1,430 円 (税込)	1,397 円 (税込)	1,320 円 (税込)
12GB まで	1,980 円 (税込)	1,947 円 (税込)	1,870 円 (税込)
17GB まで	2,750 円 (税込)	2,717 円 (税込)	2,640 円 (税込)
25GB まで	3,245 円 (税込)	3,212 円 (税込)	3,135 円 (税込)

※1 ドコモ回線タイプのみの提供となります。

▼2025 年 6 月 4 日以降の Fit プラン 月額料金

高速データ通信容量	音声通話機能 付き SIM	SMS 機能 付き SIM	データ通信 専用 SIM※1
0GB (低速データ通信のみ)	495 円 (税込)	462 円 (税込)	385 円 (税込)
3GB まで	690 円 (税込)	690 円 (税込)	690 円 (税込)
7GB まで	1,190 円 (税込)	1,157 円 (税込)	1,080 円 (税込)
12GB まで	1,890 円 (税込)	1,857 円 (税込)	1,780 円 (税込)
17GB まで	2,750 円 (税込)	2,717 円 (税込)	2,640 円 (税込)
25GB まで	2,990 円 (税込)	2,957 円 (税込)	2,880 円 (税込)

※1 ドコモ回線タイプのみの提供となります。

※ 2025 年 6 月 3 日以前より Fit プランを契約中又は申し込み中の場合、本料金表の月額料金は 2025 年 7 月 1 日より適用されます。

※ 日割り計算は行いません。

※ Fit プランはドコモ回線タイプ又は au 回線タイプの 2 種類の回線タイプによる提供となります。契約者は申込時に SIM カード 1 枚ごとに回線タイプを選択するものとします (SIM カード 1 枚ごとに異なる回線タイプを指定することができます。)。なお、最適料金プラン、定額プラン又はでんわパックプランから Fit プランへのプラン変更による申込の場合は、変更

前のプランの回線タイプが引き継がれるものとします。

- ※ 回線タイプの変更（ドコモ回線タイプから au 回線タイプへの変更、又は au 回線タイプからドコモ回線タイプへの変更）はできません。
- ※ Fit プランは1ヶ月あたりの高速データ通信の使用量に応じて月額料金が毎月変動するプランです。利用する SIM カード全てのデータ通信量の合算値に応じて月額料金が決まります。
- ※ 1ヶ月あたりの高速データ通信容量の上限（上限 25GB）を超過した場合、当該月の末日まで通信速度が低速データ通信（送受信最大 200kbps）になります。なお、低速データ通信の連続する3日間あたりの通信量が 366MB を超過した場合、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。
- ※ au 回線タイプにおいて、連続する3日間あたりの通信量（高速データ通信及び低速データ通信の合計値）が 6GB を超えた場合、当該 SIM を使った通信の速度を制限する場合があります。また、低速データ通信を指定していない通信の場合、速度制限下であっても高速データ通信量が消費されます。契約者は、高速データ通信量の消費を停止したい場合、当社が別途指定する方法にて手続きを行うものとします。
- ※ 契約者1人あたりの一度に利用できる SIM カードの上限枚数は5枚までです。追加 SIM を申込む場合は、別途、「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。
- ※ eSIM による本サービスの利用は、音声通話機能付き SIM でのみ提供となります。
- ※ 「3. オプションサービス 月額料金」に定める音声通話機能又は SMS 機能の月額料金は発生しません。
- ※ 留守番電話及び割り込み着信を利用する場合は、別途、「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。
- ※ 音声通話機能を利用する場合、通話料として、別途、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が発生します。
- ※ 音声通話機能を利用する場合において、エキモバでんわサービスを利用する場合、通話料として、別途、エキモバでんわサービスの利用料が発生します。ただし、エキモバでんわ約款第4条（本サービス）に定める当社が付与した番号を前置せずに音声通話機能を利用した場合等、エキモバでんわサービスの利用料が適用されない場合は、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が適用されます。
- ※ SMS 機能を利用する場合、SMS 送信料・受信料として、別途、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める各料金が発生します。
- ※ 高速データ通信量の繰越しはありません。
- ※ 1ヶ月あたりの、高速データ通信容量の上限（上限 25GB）を超過した後、5GB 単位で追加容量チャージを申込むことができます。その場合、「3. オプションサービス」で定める料金が発生します。
- ※ 最適料金プラン、定額プラン又はでんわパックプランへのプラン変更はできません。
- ※ 電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は月額料金に含まれています。

※ ブロードバンドユニバーサルサービス料は別途発生します。

(5) Flat プラン 月額料金

▼2025 年 6 月 3 日以前の Flat プラン 月額料金

高速データ通信容量	音声通話機能 付き SIM	SMS 機能 付き SIM	データ通信 専用 SIM※1
0GB (低速データ通信のみ)	660 円 (税込)	627 円 (税込)	550 円 (税込)
3GB	1,210 円 (税込)	1,177 円 (税込)	1,100 円 (税込)
12GB	1,650 円 (税込)	1,617 円 (税込)	1,540 円 (税込)
20GB	2,068 円 (税込)	2,035 円 (税込)	1,958 円 (税込)
25GB	2,970 円 (税込)	2,937 円 (税込)	2,860 円 (税込)
30GB	4,400 円 (税込)	4,367 円 (税込)	4,290 円 (税込)
40GB	7,700 円 (税込)	7,667 円 (税込)	7,590 円 (税込)
50GB	11,198 円 (税込)	11,165 円 (税込)	11,088 円 (税込)

※1 ドコモ回線タイプのみの提供となります。

▼2025 年 6 月 4 日以降の Flat プラン 月額料金

高速データ通信容量	音声通話機能 付き SIM	SMS 機能 付き SIM	データ通信 専用 SIM※1
0GB (低速データ通信のみ)	660 円 (税込)	627 円 (税込)	550 円 (税込)
5GB	1,210 円 (税込)	1,177 円 (税込)	1,100 円 (税込)
14GB	1,650 円 (税込)	1,617 円 (税込)	1,540 円 (税込)
30GB	2,068 円 (税込)	2,035 円 (税込)	1,958 円 (税込)
40GB	2,970 円 (税込)	2,937 円 (税込)	2,860 円 (税込)
50GB	4,400 円 (税込)	4,367 円 (税込)	4,290 円 (税込)

※1 ドコモ回線タイプのみの提供となります。

※ 2025 年 6 月 3 日以前より Flat プランを契約中又は申し込み中で、2025 年 6 月 4 日から 2025 年 6 月 28 日の間にコース変更を申し込みされていない場合、2025 年 7 月 1 日に以下の高速データ通信容量のコースへ自動的に変更されます。

- ・高速データ通信容量 3GB コースの場合：高速データ通信容量 5GB へ変更
- ・高速データ通信容量 12GB コースの場合：高速データ通信容量 14GB へ変更
- ・高速データ通信容量 20GB コースの場合：高速データ通信容量 30GB へ変更
- ・高速データ通信容量 25GB コースの場合：高速データ通信容量 40GB へ変更
- ・高速データ通信容量 30GB コース、40GB コースの場合：高速データ通信容量 50GB へ変更

- ※ 2025 年 6 月 3 日以前より Flat プランを契約中又は申し込み中の場合、本料金表の月額料金は 2025 年 7 月 1 日より適用されます。
- ※ 日割り計算は行いません。
- ※ Flat プランはドコモ回線タイプ又は au 回線タイプの 2 種類の回線タイプによる提供となります。契約者は申込時に SIM カード 1 枚ごとに回線タイプを選択するものとします（SIM カード 1 枚ごとに異なる回線タイプを指定することができます。）。なお、最適料金プラン、定額プラン又はでんわパックプランから Flat プランへのプラン変更による申込の場合は、変更前のプランの回線タイプが引き継がれるものとします。
- ※ 回線タイプの変更（ドコモ回線タイプから au 回線タイプへの変更、又は au 回線タイプからドコモ回線タイプへの変更）はできません。
- ※ Flat プランは 1 ヶ月あたりに使用可能な高速データ通信容量を予め選択することで、月額料金が毎月定額となるプランです。複数の SIM カードを利用する場合、全ての SIM カードに高速データ通信容量が割り振られるのではなく、全ての SIM カードで上記表に記載の高速データ通信容量を分け合います。
- ※ 1 ヶ月あたりの高速データ通信容量の上限を超過した場合、当該月の末日まで通信速度が低速データ通信（送受信最大 200kbps）になります。なお、低速データ通信の連続する 3 日間あたりの通信量が 366MB を超過した場合、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。
- ※ au 回線タイプにおいて、連続する 3 日間あたりの通信量（高速データ通信及び低速データ通信の合計値）が 6GB を超えた場合、当該 SIM を使った通信の速度を制限する場合があります。また、低速データ通信を指定していない通信の場合、速度制限下であっても高速データ通信量が消費されます。契約者は、高速データ通信量の消費を停止したい場合、当社が別途指定する方法にて手続きを行うものとします。
- ※ 契約者 1 人あたりの一度に利用できる SIM カードの上限枚数は 5 枚まで（高速データ通信容量が 0GB（低速データ通信のみ）の場合は 3 枚まで）です。追加 SIM を申込み場合は、別途、「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。
- ※ 4 枚目以降の追加 SIM の申込は 5GB 以上からとなります。
- ※ eSIM による本サービスの利用は、音声通話機能付き SIM でのみ提供となります。
- ※ 「3. オプションサービス 月額料金」に定める音声通話機能又は SMS 機能の月額料金は発生しません。
- ※ 留守番電話及び割り込み着信を利用する場合は、別途、「3. オプションサービス」で定める各料金が発生します。
- ※ 音声通話機能を利用する場合、通話料として、別途、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が発生します。
- ※ 音声通話機能を利用する場合において、エキモバでんわサービスを利用する場合、通話料として、別途、エキモバでんわサービスの利用料が発生します。ただし、エキモバでんわ約款

第4条（本サービス）に定める当社が付与した番号を前置せずに音声通話機能を利用した場合等、エキモバでんわサービスの利用料が適用されない場合は、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が適用されます。

※ SMS 機能を利用する場合、SMS 送信料・受信料として、別途、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める各料金が発生します。

※ 余った高速データ通信量を付与月の翌月末日まで繰越せます。

※ 追加容量チャージの申込に係る制限はありません。追加容量チャージを申込み場合、「3. オプションサービス」で定める料金が発生します。

※ 最適料金プラン、定額プラン又はでんわパックプランへのプラン変更はできません。

※ 電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は月額料金に含まれています。

※ ブロードバンドユニバーサルサービス料は別途発生します。

3. オプションサービス 月額料金

音声通話機能※3※4※5	月額 770 円（税込）／枚
留守番電話※1	月額 385 円（税込）／枚
割り込み着信※2	月額 275 円（税込）／枚
SMS 機能※3※6	月額 154 円（税込）／枚
追加 SIM	<最適料金プラン・定額プランの場合> 月額 429 円（税込）／枚
	<Fit プラン・Flat プランの場合> ・音声通話機能付き SIM： 月額 528 円（税込）／枚
	・SMS 機能付き SIM： 月額 462 円（税込）／枚
	・データ通信専用 SIM： 月額 220 円（税込）／枚
追加容量チャージ※7※8※9	<最適料金プラン・定額プラン・でんわパックプランの場合> 1 回 638 円（税込）／1GB
	<Fit プランの場合> 1 回 1,100 円（税込）／5GB
	<Flat プランの場合> 1 回 220 円（税込）／1GB

※1 留守番電話は音声通話機能付き SIM を申込んだ場合のみ利用可能です。

※2 割り込み着信は音声通話機能付き SIM を申込んだ場合のみ利用可能です。

※3 音声通話機能付き SIM には SMS 機能も含まれます。音声通話機能付き SIM を申込んだ場合、音声通話機能の月額料金のみで、SMS 機能を利用することができます（SMS 機能の

月額料金は発生しません。)

- ※4 2020 年 6 月 1 日以降にでんわパックプラン以外の料金プランによる利用の申込がされた音声通話機能付き SIM は、サービス開始時に、エキモバでんわサービスと一体として提供されます。契約者は、エキモバでんわサービスの解約を希望する場合、エキモバでんわ約款の規定に従い、解約手続きを行う必要があります。
- ※5 Fit プラン又は Flat プランにより音声通話機能付き SIM を申込んだ場合、各プランにおける音声通話機能付き SIM の月額料金のみで、音声通話機能及び SMS 機能を利用することができます（音声通話機能の月額料金及び SMS 機能の月額料金は発生しません。）。
- ※6 Fit プラン又は Flat プランにより SMS 機能付き SIM を申込んだ場合、各プランにおける SMS 機能付き SIM の月額料金のみで、SMS 機能を利用することができます（SMS 機能の月額料金は発生しません。）。
- ※7 追加容量チャージの繰り越しはありません。
- ※8 追加容量チャージは、プラン毎に、それぞれ以下の場合に申込みことができます。
 - ①最適料金プラン：
 - ・1 枚コース：毎月、高速データ通信量が 10GB を超過した後
 - ・3 枚コース：毎月、高速データ通信量が 15GB を超過した後
 - ②定額プラン：制限なし
 - ③でんわパックプラン：
 - ・従量：毎月、高速データ通信量が 10GB を超過した後
 - ・S：毎月、高速データ通信量が 5GB を超過した後
 - ・M：毎月、高速データ通信量が 15GB を超過した後
 - ・L：毎月、高速データ通信量が 35GB を超過した後
 - ④Fit プラン：毎月、高速データ通信量が 25GB を超過した後
 - ⑤Flat プラン：制限なし
- ※9 追加容量チャージは、プラン毎に、それぞれ以下の単位で申込みことができます。
 - ①最適料金プラン：1GB 単位
 - ②定額プラン：1GB 単位
 - ③でんわパックプラン
 - ・従量：1GB 単位
 - ・S：1GB 単位
 - ・M：1GB 単位
 - ・L：1GB 単位
 - ④Fit プラン：5GB 単位
 - ⑤Flat プラン：1GB 単位
- ※ 日割り計算は行いません。

4. 通話料/SMS 利用料

通話料（音声通話機能）※1※2※5※6	22 円（税込）/30 秒
SMS 送信料（国内）※3※5	3 円（税込）～33 円（税込）/通
SMS 送信料（国際）※3※4※5	<日本国内から海外へ送信する場合> ・ドコモ回線タイプ： 50 円（非課税）～500 円（非課税）/通 ・au 回線タイプ： 100 円（非課税）～1,000 円（非課税）/通 <海外から日本国内へ送信する場合> 100 円（非課税）/通
SMS 受信料※4	無料

※1 国際通話利用の場合には、別途、国際通話料金が発生します。

※2 ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、別途料金が発生します。

※3 SMS の 1 通あたりの送信料は送信文字数に応じて変わります。

※4 SMS 機能付き SIM の場合、海外で送受信することはできません。

音声通話機能付き SIM の場合、海外ローミング対応地域に限り、海外で送受信することができます。

※5 音声通話機能及び SMS 機能は、解約後も利用可能な場合があります。利用が確認された場合は、解約日にかかわらず、当該利用に係る通話料及び SMS 利用料が発生します。

※6 2020 年 6 月 1 日以降にでんわパックプラン以外の料金プランによる利用の申込がされた音声通話機能付き SIM において、エキモバでんわサービスを利用する場合、本項に定める通話料は適用されず、別途、エキモバでんわサービスの利用料が発生します。ただし、エキモバでんわ約款第 4 条（本サービス）に定める当社が付与した番号を前置せずに音声通話機能を利用した場合等、エキモバでんわサービスの利用料が適用されない場合は、本項に定める通話料が適用されます。

5. でんわパックプランにおけるエキモバでんわサービスの利用料等

でんわパックプランにおいてエキモバでんわサービスを利用する場合、エキモバでんわサービスの利用料等については、エキモバでんわ約款の別紙（料金表）は適用されず、以下に定める利用料等となります。

5-1. 基本使用料及び利用料

コース	基本使用料	利用料
従量（10 分通話無料）	0 円	30 秒までごとに 11 円（税込）
S（3 分通話無料）	0 円	30 秒までごとに 11 円（税込）
M（5 分通話無料）	0 円	30 秒までごとに 11 円（税込）

L (完全従量制※1)	0 円	30 秒までごとに 11 円 (税込)
-------------	-----	---------------------

※1 通話料の算定基準が完全従量制であることを意味します。データ通信の利用料は、2-3. (3)に定めるでんわパックプランのコースに応じた月額利用料として算定されます。

※ エキモバでんわサービスを利用した音声通話機能の利用に係る通話料です。エキモバでんわサービスを利用しない音声通話機能の利用の場合、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が適用されます。

5-2. 利用料の算定に係るもの

5-2-1. 従量 (10 分通話無料)、S (3 分通話無料)、M (5 分通話無料) に係るもの

通信区分	利用料
ア. 加入電話設備、移動電話設備への通信	30 秒までごとに 11 円 (税込) ただし、接続先との通信を当社が識別した時刻から起算して、それぞれ以下に定める秒数までの通信時間は、利用料を適用するための秒数には積算しないものとします。 ・従量：600 秒まで ・S：180 秒まで ・M：300 秒まで
イ. ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信	30 秒までごとに 33 円 (税込)
ウ. 外国への通信に係るもの (取扱地域) アメリカ合衆国(ハワイ、グアム及びアラスカを含みます)、イタリア共和国、インドネシア共和国、オーストラリア連邦、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパン、シンガポール共和国、スペイン、スイス連邦、タイ王国、大韓民国、中国人民共和国 (香港及びマカオを含みます)、台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、フィリピン共和国、バチカン市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、マレーシア、ロシア連邦	30 秒までごとに 10 円 (非課税)

※1 エキモバでんわサービスの対象外となる番号帯についてはエキモバでんわサービスの

ホームページに掲載します。

※2 当社の業務遂行又は電気通信設備に支障を及ぼすことを考慮し、以下に該当する場合には、当社は契約者に通知を行った後に、利用料を 5-2-2. L（完全従量制）の定めに従って計算することがあります。

(1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合

(2) 一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合

※3 ※2 の場合において、以下に該当する通信を契約者が行ったと当社が判断した場合は、エキモバでんわ約款第 13 条（利用停止）にかかわらず、当社が指定する 1 ヶ月を超えない一定の期間をもって、契約者に通知を行わずエキモバでんわサービスの利用停止を行うことがあります。

(1) 通信の媒介、転送機器の利用、又は当社以外の電気通信事業者が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的での利用

(2) ソフトウェアやコンピュータプログラミングなどを用いて自動的に発信された通話

(3) 通話以外の用途において利用する通信

※4 ※3 の場合において、当社がエキモバでんわサービスの利用停止を行った場合であっても、契約者は、エキモバでんわサービスを利用しない音声通話機能の利用は可能です。その場合、「4. 通話料/SMS 利用料」に定める通話料が適用されます。

5-2-2. L（完全従量制）に係るもの

通信区分	利用料
ア. 加入電話設備、移動電話設備への通信	30 秒までごとに 11 円（税込）
イ. ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信	30 秒までごとに 33 円（税込）
ウ. 外国への通信に係るもの （取扱地域） アメリカ合衆国（ハワイ、グアム及びアラスカを含みます）、イタリア共和国、インドネシア共和国、オーストラリア連邦、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパン、シンガポール共和国、スペイン、スイス連邦、タイ王国、大韓民国、中国人民共和國（香港及びマカオを含みます）、台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、フィリピン共和国、バチカン市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義	30 秒までごとに 10 円（非課税）

共和国、ベルギー王国、マレーシア、ロシア連邦	
------------------------	--

※エキモバでんわサービスの対象外となる番号帯についてはエキモバでんわサービスのホームページに掲載します。